

岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例

平成25年 6月28日 条例第3号

岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例（平成18年岩手沿岸南部広域環境組合条例第10号。以下「給与条例」という。）第4条第1項に掲げる給料表の適用を受ける職員の給料月額、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間において、給与条例第4条、第5条及び第6条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額から、当該給料月額に次に掲げる表の職員の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条に規定する手当の額及び勤務1時間当たりの給与額（給与条例第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合を除く。）の算出の基礎となる給料月額は、給与条例第4条、第5条及び第6条の規定による額とする。

職員の区分		割合
行政職給料表	1級及び2級の職員	100分の3.1
	3級から5級までの職員	100分の5.1
	6級及び7級の職員	100分の7.1

附 則

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。
- 2 この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。